

## 船橋市廃棄物を使用する試験研究に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市内において一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を使用した試験研究（営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの）を行おうとする者（以下「試験研究実施者」という。）が行うべき手続きを定めることにより、試験研究の適正な実施を確保し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (試験研究計画の提出)

第2条 試験研究実施者は、あらかじめ、試験研究計画書（第1号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

2 前項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究を行う場所の地図
- (2) 試験研究の内容がわかる書類
- (3) 試験研究に関わる者の所属、連絡先、役割等がわかる書類
- (4) 提供された廃棄物を使用して試験研究を行う場合は、廃棄物の提供者と試験研究実施者が締結した廃棄物の提供に関する書類
- (5) 試験研究に関する工程表
- (6) 試験研究に使用する施設の構造及び処理能力等がわかる書類
- (7) 試験研究により発生する廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (8) 試験研究実施時の環境保全対策がわかる書類
- (9) 試験研究に使用する施設の維持管理状況に係る書類
- (10) 試験研究実施時の災害対策、緊急時の対策がわかる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

### (試験研究変更計画の提出)

第3条 試験研究実施者は、前条の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ、試験研究変更計画書（第2号様式）に、変更内容がわかる書類を添付して市長に提出するものとする。

### (試験研究計画、試験研究変更計画の判断基準)

第4条 試験研究計画、試験研究変更計画は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るものであること。
- (2) 試験研究の期間は、試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間であり、かつ原則として1年を超えない期間であること。
- (3) 試験研究に使用する廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間に取り扱う量であること。
- (4) 試験研究については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第2項及び第12条第1項の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。
- (5) 試験研究に使用する施設については、法第8条の2第1項各号及び第15条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。
- (6) 試験研究として、同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断し、不正な廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。

（判断結果の通知）

第5条 市長は、第2条に規定する試験研究計画書又は第3条に規定する試験研究変更計画書が提出され、試験研究計画又は試験研究変更計画が第4条の各号について適合していると認めるときは、承認通知書（第3号様式）により試験研究実施者に通知するものとする。

- 2 市長は、試験研究計画又は試験研究変更計画が第4条の各号について適合しないと認めるときは、当該試験研究実施者に対し、計画の変更など必要な指示を行うものとする。

（試験研究終了の報告）

第6条 試験研究実施者は、当該試験研究を終了した日から30日以内に試験研究終了報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

ただし、当該試験研究により廃棄物が発生した場合は、「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」を「試験研究を終了した日」とする。

- 2 前項の試験研究終了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 試験研究結果がわかる書類
  - (2) 試験研究により発生した廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
  - (3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果がわかる書類

- (4) 試験研究実施時の環境保全対策結果がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

第7条 試験研究実施者は、試験研究の開始前に当該試験研究を中止した場合は、速やかに、試験研究中止報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 試験研究実施者は、実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した日から30日以内に試験研究終了報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

ただし、試験研究により廃棄物が発生した場合は、「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」を「試験研究を中止した日」とする。

- 3 前項の試験研究終了報告書には、第6条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

(試験研究の承認の取消)

第8条 市長は、当該試験研究が第4条の各号に適合しなくなると認められるときは、当該試験研究を中止させるものとし、試験研究承認取消通知書（第6号様式）により試験研究実施者に通知するものとする。

(指導及び助言)

第9条 この要領に定めるもののほか、市長は、試験研究実施者に対し試験研究の適正な実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

附則

本要領は令和4年2月1日から施行する。